

2025年2月改訂

安全の手引き

～西南地域（重慶市・四川省・貴州省・雲南省）に滞在する皆様へ～



Consulate-General of Japan in Chongqing

重慶市渝中区民族路188号环球金融中心42层 400010

在重慶日本国総領事館 http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

目次

- I. 序言
- II. 西南地域の治安情勢
- III. まず始めにすべきこと
- IV. 防犯・交通安全のポイント
- V. 外国人が注意すべき行動
- VI. 緊急事態対処マニュアル

□ 参考

- ・ いざという時の中国語
- ・ 緊急連絡先
- ・ QRコード一覧表



I 序言

この手引きは、在重慶日本国総領事館（以下、当館）の管轄地域（重慶市・四川省・貴州省・雲南省の中国西南地域）に在留される皆様が、安全に過ごすために必要な知識や情報を提供することを目的に作成・改訂しているものです。

日常生活における各種トラブルに加えて、当地域では過去、四川大地震（2008）をはじめとする大規模な自然災害、尖閣諸島問題をめぐる反日デモ（2012）、昆明市内における無差別殺傷事件（2014）など突発的に重大事案が発生したことがあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会の混乱を経験することで、私たちはいつ、どんなトラブルに巻き込まれるかわからないことを改めて認識させられました。

また、2024年には蘇州市と深圳市で日本人が死傷する事案が発生したほか、各地で通り魔的な襲撃事件が複数回発生したことから「安全」への関心が高まりました。

海外においては、まずもって「自分の身は自分で守る」決意が求められます。皆様がこの手引きを手元に置かれ、日頃の備えや、もしもの時に御活用いただければ幸いです。

II 西南地域の治安情勢

西南地域の治安は、元来比較的良好とされています。加えて、警察官の増員や監視カメラの設置をはじめとする治安対策の強化により、各種犯罪の発生状況は劇的に改善したとされ、この数年、邦人旅行者や在留邦人が被害に遭った事案は報告されていません。

一方、路上犯罪（スリ、置き引き）や侵入窃盗（空き巣）のほか、強盗や殺人といった凶悪犯罪の発生も報じられており、邦人が犯罪被害に遭わないという保障はありません。

また、日中関係の推移によっては反日感情が高まり、反日デモや日本企業・日本製品に対する抗議活動に発展するなどの政治リスクも忘れてはなりません。特に重慶市はいわゆる「重慶爆撃」の記憶が残り、その他（四川省、貴州省、雲南省）にも日本軍との交戦地などに「抗日戦争」記念施設等があるなど、潜在的な反日感情が存在していることを忘れるべきではないでしょう。

加えてこの地域で注意を要するのは自然災害です。四川省で数千人の犠牲者を出した大地震が発生したほか、土砂災害や水害、大規模な山火事も過去に発生しています。大規模災害が発生した場合、邦人の安否確認や救援活動には困難が予想されます。

概すれば、日本とは歴史、文化、風習、自然が異なる当地において、邦人が安全に暮らしたり旅行するためには、危険を予測し、未然に防止すること、また被害を最小限にするための日頃からの備えが最も重要になります。

【高山病に注意】

中国西南地域にはヒマラヤ山脈に連なる山岳地帯があり、比較的アクセスしやすい山歩き（トレッキング）のルートでも標高4000mを超えるところが多くあります。このため、観光や山歩きで訪れた邦人が高山病を発症、重症化して死亡するケースが発生しています。

一般的に、高地では神経系、循環器系、呼吸器系などに既往症がある方は重症化しやすいとされますが、健康な方でも年齢を問わずその日の体調によって発症することがありますので、体調やスケジュール管理には注意が必要です。体調に異変を感じた場合は決して無理をしないでください。



Ⅲ まず始めにすべきこと

1 「在留届」、「たびレジ」の提出・登録

在留届の提出は、海外に3か月以上の長期滞在者に対して法律により義務づけられている制度です(旅券法第16条)。また、3か月未満の海外渡航を予定されている方については、「たびレジ」の登録をお願いします。

「在留届」や「たびレジ」を提出・登録いただくと、滞在地や渡航先の安全情報を領事メールで受け取れるほか、事件・事故に遭った場合や緊急事態発生時に関係者への連絡に使用されます。

「在留届」や「たびレジ」は、外務省「海外安全ホームページ」からオンラインで提出・登録できます。また、「在留届」における住所や電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合や、日本へ帰国される場合には、「変更・帰国届」を提出してください。

なお、「たびレジ」は複数の渡航先を登録できます。短期渡航者のみならず、当地から第三国への旅行・出張時にも利用できるほか、企業における海外拠点に関する安全情報の収集にもご活用ください。

- 在留届(登録/変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- たびレジ(登録/変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

2 その他の安全情報の入手先

- 海外安全ホームページ(中国～危険・スポット・広域情報ほか)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0
- 海外安全アプリ
https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html
- 「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル(YouTube)」
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html
- 「海外安全情報ちゃんねる・りょーあん」(VOICY) <https://voicy.jp/channel/3321>

【「在留届」、「たびレジ」への正確な情報の登録について】

大規模災害などの緊急事態が発生した場合、在外公館は「在留届」及び「たびレジ」の登録情報に基づき、メールアドレス及びSMSにより、皆様に対する安全情報の発信や安否確認等を行います。

これらの安全情報等を受け取るためには、当地でも確認、使用することが可能な電話番号及びメールアドレスを登録しておく必要があります。

また、前に届出した事項(家族構成、住所、電話番号、メールアドレスなど)に変更があれば、忘れずに変更登録をお願いします。また、本帰国された際は、在留届の削除をお願いします。

各企業・団体の責任者の皆様におかれては、社員に対して在留届の届出を推奨してください。



4 外国人臨時宿泊登記

- (1) 外国人は、中国国内に滞在する際、滞在地において24時間以内に現地公安局（管轄の派出所）に対して「臨時宿泊登記」をすることが中国の法律で義務付けられています。これを怠った場合、罰金が科せられることがあります。
- (2) ホテルなどの宿泊施設や、フロントデスクのあるサービス型マンション等では、フロントデスクでチェックインすればこの登記を自動的に行うことになり、宿泊者本人は特段の手続きをする必要はありませんが、友人や知人の自宅に泊まる場合や日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合は登記が必要です。
また、自宅であっても、旅行や出張・一時帰国等に伴い、当地を24時間以上離れた場合には、改めて最寄りの派出所へ「臨時宿泊登記」を行う必要があります。
- (3) 「臨時宿泊登記」は原則として、宿泊者本人と宿泊先の主人（家主）が直接最寄りの派出所に赴いて行うこととなりますが、登記のタイミングや登記方法等については、省や市、区や派出所ごとに異なることがあるので、宿泊先を管轄する派出所に必ずご確認ください。また、現在はインターネットやスマートフォンアプリで登記することができる地域が多いようです。
なお、居留許可取得や滞在許可の延長手続きには、この登記に基づいて発行される「臨時宿泊証明書」が必要です。

5 一時帰国に伴う所属単位・機関等への報告

- (1) 一時帰国等で職場・大学等を不在にする際は、所属単位・機関等への報告が必要です。
- (2) 外国人職員・留学生が所属単位・機関に報告せず不在にし、一定期間本人と連絡が取れない場合、出入国管理局は、所属単位の通報に基づき、本人の居留許可を取り消すことがあります。

6 ビザの有効期限内での更新

- (1) 滞在許可期間を超えて滞在を続けるとオーバーステイ（不法滞在）となります。オーバーステイになると、警告を受けたり、罰金が科されることがあります。更には行政拘留、再入国禁止措置が執られることもあるので（出入国管理法）、滞在許可日数は常に確認し、有効期限内に更新するよう注意してください。不法就労についても同様の措置や処分が課されることがあります。
- (2) なお、「30日間はビザ不要」の規定を利用して、たとえば30日ごとに1回、香港やマカオ、韓国等へ出国しては再入国を繰り返し、長期滞在を試みる方もいるようですが、出入国履歴を見た当局者が「不審な出入国」と判断する場合、強制退去や入国禁止措置を受ける可能性もあります。

【海外旅行保険に加入しましょう】

中国で医療機関にかかる場合は、高額な医療費を請求される場合があるほか、日本へ緊急移送する場合、数百万円の費用が必要になります。交通事故の被害に遭っても、相手方から十分な賠償を得られる保証はありません。不測の事態の発生に備え、海外旅行保険への加入をお勧めします。

なお、クレジットカードには海外旅行保険特約が付いたものがありますが、保険適用期間や疾病・事故等の原因によっては保険が適用されない場合がありますので、保険の内容を確認しておきましょう。

7 パスポート(旅券)をなくしたとき

(1) 短期滞在者(旅行者、出張者等)

パスポートの再発行又は「帰国のための渡航書」を申請します。

【必要な手続】

- ① 報案証明(事案発生証明)・・・盗難・紛失発生場所を管轄する公安局(派出所)
- ② 宿泊証明・・・宿泊先を管轄する公安局(派出所)
- ③ パスポート紛失証明(护照报失证明)・・・所管の公安局
- ④ 紛失一般旅券等届出書(紛失パスポートの失効)・・・日本大使館(総領事館)
- ⑤ 「帰国のための渡航書」の申請・・・日本国大使館(総領事館)
- ⑥ 短期滞在者～中国出国のための滞在査証の申請・・・公安局出入境管理局



(2) 長期滞在者

パスポートの再発行を申請します。

【必要な手続】

上記①～④までは同じ。

- ⑤ パスポートの申請・・・日本国大使館(総領事館)
- ⑥ 長期滞在者～長期査証発給を受けた公安局出入境管理局で目的に合った査証を申請
 - パスポートを紛失したとき(当館ホームページ)
https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/funshitsu.html
 - 具体的にはこちら(当館ホームページ)
<https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/files/000355287.pdf>

※ お困りのことがあれば、当館まで連絡してください。

【パスポートの携帯義務等について】

- ・ 「出入国管理法」により、16歳以上の外国人はパスポートを携帯し、公安機関の検査に備えなければならないとされています。
- ・ また、ホテルへの宿泊、交通機関(航空機や長距離の鉄道・バス)の利用、主要観光地への入場の際にパスポートの提示を要求されます。
- ・ 万一の紛失に備えて、パスポートの写しや写真(人定事項を記載したページ)をとり、パスポートとは別に保管しておくことをお勧めします。

【留意事項】

- ・ 必要書類については、重慶総HPをご確認ください。
- ・ 申請及び受領には本人が来館する必要があります。(代理不可)
- ・ 公安局出入境管理局での査証申請には、平均7業務日が必要とされています。
- ・ パスポート以外の物(クレジットカードなど)を紛失した場合についても、早急に関係する会社・機関に連絡してください。

8 中国文化・歴史への理解

一般的に、中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望まれます。特に、日本語の罵り言葉は広く浸透しており、思わぬトラブルになることがあります。また、過去の歴史にかかわる以下のような「注意を要する日」（いわゆる「敏感日」）前後において、日本関連の行事を開催することには慎重な検討が望まれるところ、以前よりもなお一層、必要に応じて当館までご相談ください。

「敏感日」や治安情勢に関しては、当館より領事メール等による注意喚起に努めてまいります。

6月 5日(1941年)	重慶爆撃
7月 7日(1937年)	廬溝橋事件
9月 3日(1945年)	抗日戦争勝利記念日
9月 18日(1931年)	柳条湖事件(満州事変)
12月 13日(1937年)	南京事件(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

参考:西南地域においては上記のほか、8月24日「川軍の日」(四川省)、9月14日「騰冲光復日」(雲南省保山市)などの注意すべき日があります。

日中関係をめぐり中国人の対日感情が悪化した場合、日本の大使館や総領事館、企業や商店を標的としたデモ等が発生することがありますので、街中でデモ等を見かけても近づかないでください。

2012年には、尖閣諸島問題を巡って中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生し、大使館、総領事館や日系企業が被害に遭ったほか、日本人が暴行を受けたり、日本人のタクシー乗車拒否やホテル宿泊拒否等の事案も発生しました。

最近でも、2023年にALPS処理水の海洋放出問題をめぐり対日感情が悪化したほか、2024年には、6月に浙江省蘇州市、9月にも広東省深圳市で日本人児童・家族が刃物で襲われ死傷する事案が発生しています。(下記「スポット情報」参照)なお、加えて各地で通り魔的なものを含め襲撃・殺傷事件が複数回発生したところ、注意が必要です。

【スポット情報:凶悪犯罪に対する注意喚起】(2024年9月19日、抜粋)

9月18日午前8時頃、広東省深圳日本人学校の児童1名が徒歩で登校中、男性に襲われ負傷する事件が発生し、医療機関において治療がつづけられておりましたが、19日未明、誠に残念ながらご逝去されました。

容疑者は既に当局によって身柄を確保されましたが、本事件の背景等詳細は現在のところ不明であり、中国側に情報提供を強く求めています。

6月24日には蘇州で日本人親子が刺傷される事件が発生しており、日本人が被害に遭う事件が相次いでいます。この他にも中国各地で人の集まる場所において刺傷事件が発生しています。

(略)

中国に滞在されている方及び渡航される方は、外出の際は不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも注意し、安全確保に努めるようお願いいたします。また、特にお子様連れの方は、十分注意して行動されるようにしてください。

多一份小心、少一份担心



IV 防犯・交通安全のポイント

I 基本的な心構え

(1) 自分(家族)の安全は自分で守るという決意

日本人は海外における安全意識が低いとの指摘があります。海外で直面する様々な危険やトラブルから身を守り、安全な生活を確保するためには、決して人任せではなく「自分の(家族)の安全は自分で守る」という自覚を持ち、必要な努力や経費を惜しまないことも大切です。

(2) 「セルフディフェンスのための三原則」の励行

日本ではごく普通の言動、当たり前の生活の仕方でも、海外では思わぬ災難を呼び込む場合があります。

海外では、下記「セルフディフェンスのための三原則」を励行しましょう。

- 「目立たない」(目立つ服装をしない。大声で話したり、現地批判を慎む等)
- 「行動を予知されない」(出勤・外出時の移動ルート、時間等を固定しない)
- 「用心を怠らない」(周辺状況への目配り、狙われているとの意識を忘れない)

(3) 現地治安情勢等の入手

滞在先の治安状況を知ることが安全確保のために重要です。滞在国及び日本の新聞・テレビインターネット・SNS などから治安情勢について情報を得るほか、現地人や日本人ネットワークからも治安情勢や対日感情の変化等の情報入手に努めてください。

※ インターネットやSNSは情報の入手には極めて有効ですが、誤った情報の可能性もあるため、信頼できる発信元であるかなどにつき注意が必要です。

(4) 住居の安全対策

海外で安全に活動するためには、住居(周辺環境含む)の安全は非常に大切です。長期滞在者の住居の決定に際しては防犯面を重視してください。短期滞在者はセキュリティがしっかりしたホテルを選びましょう。

(5) 警戒心の常時保持

治安が良いから大丈夫といった誤った先入観は捨て、常に警戒心を保持してください。

上述(Ⅱ 西南地域の治安情勢)のとおり、当地の治安は中国の他の地域と比べても比較的良好であると言えますが、治安が良いからと言って被害に遭わない訳ではありません。

また、現地公安関係者によると、電子マネーの普及により窃盗犯罪は大幅に減少した一方、インターネットを利用した、いわゆる「電信詐欺(特殊詐欺)」や「オンラインカジノ」などの詐欺犯罪が治安に対する脅威となっているそうです。

また最近では、「中国で良い仕事がある」などと勧誘された日本人が中国で電信詐欺に加担させられる事案が実際に発生しており、注意が必要です。

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居・ホテルにおける防犯対策

- ① 住居探しは信頼の置ける業者を利用し、防犯面を重視する。
- ② 外出時はもちろん、在室時も必ず施錠し、チェーンロックを掛ける。
- ③ 鍵を紛失した場合は、すぐに新しいものに取り替える。
- ④ 貴重品類は放置せず、鍵の掛かる場所に保管する。
- ⑤ 来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- ⑥ 住まいの修繕、工事にはできるだけ立ち会う。
- ⑦ 必要な防犯機器（防犯カメラ、警報装置等）は費用を惜しまず設置する。



(2) 外出時における防犯対策

最近、中国各地で人の集まる場所（公園・学校・地下鉄等）やその近辺、路上において刃物や自動車によって襲われる凶悪事件が発生しており、邦人が犠牲になる事件も発生しています。外出の際は不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも留意し、安全対策に努めてください。特にお子様連れの方は、不審者（車）の接近に注意し、子供の手を離さないなど十分に注意して行動してください。

- ① 夜間・人通りの少ない道や一人での行動は避ける
外出の際には家族や友人等に行き先を知らせ、一人での行動はなるべく避けてください。また、深夜の盛り場では飲酒に起因する各種トラブルが発生しています。
- ② 身体生命の安全を最優先にする
必要以上に華美な服装、装飾品は避ける。多額の現金を携帯していると思われることはリスクであると認識してください。不幸にも強盗に襲われた場合は抵抗を避け、身体生命の安全を最優先してください。
- ③ 貴重品の入ったバッグ類は自身で身につけて所持する
バスや地下鉄、タクシー等を利用する際はバッグを前に抱えて持ち、飲食店で食事をする際も荷物は目の届くところに置き、貴重品は必ず身につけてください。
- ④ 見知らぬ人から声をかけられても相手にしない、安易に荷物を預からない
麻薬・覚醒剤、わいせつ物品、骨董品などの購入をすすめられることがあります。
特に薬物犯罪は中国では死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されており、実際に日本人が逮捕され、死刑が執行された事例もあります。出入国時等に他人から中身の分からない荷物を預かることは非常に危険な行為です。
- ⑤ 中国式KTV(カラオケ)やマッサージ店などでの売買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）は違法です。近年でも邦人が公安の摘発を受けた事例が発生しています。
- ⑥ 路上での声かけやマッチングアプリなどで知り合った異性に連れられて訪れた飲食店で高額な料金を請求されるトラブルが発生しています。



3 交通事情と事故対策

当地(特に都市部)では、通勤時間帯や休日の渋滞が常態化しています。自動車・バイクによる信号無視、スピード違反、無理な追い越し、割り込み、すり抜けのほか、歩行者による無秩序な横断も多く、大小様々な事故が発生しています。歩道上や歩行者天国であっても電動バイク(電瓶車)が無音でスピードを出して走行し、安全とは言い難いなど、日本とは交通状況が大きく異なることを認識する必要があります。

① 日本とは異なる交通法規・ルールを理解する

当地は日本と異なり、右側通行であるほか、赤信号でも右折可能な交差点が大半であり、横断歩道では注意が必要です。自ら自動車を運転する場合は、当地の交通法規・ルールを遵守してください。(監視カメラによる交通取締りが行われています。)

② 常に安全確認を怠らず、日本的な「譲り合いの精神」を期待しない

信号が青であったり、歩道を歩いても、決して安全ではありません。常に自分の目で前後左右、交差点内の状況を確認してください。「こういう場合は相手側が譲るはずだから、大丈夫だろう」との過信は禁物です。

③ 交通事故発生時の対応

自分(相手)の怪我の有無・程度を確認、負傷者がいる場合は救急車「120」を要請した上で、交通警察「122」に通報し、指示に従ってください。



4 在外公館ができること

(1) 在外公館の任務

在留邦人の保護及び安全対策、特に生命・身体の保護は、当館が最優先とする任務の一つです。皆様が海外で抱えている問題について様々なご相談を受け、その解決に向けて、できるだけ努力をしております。しかしながら、事件・事故、各種トラブルは、中国の行政・司法手続に従って解決を図る必要があります。日本国内と同様のサービスや救済が受けられるとは限らないほか、当館の体制・権限等の制約もあるため、問題解決には皆様自身の努力も求められます。

○ 大使館・総領事館のできること(リーフレット)

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000085.html

(2) 以下のリストは、当館管轄地域で日本語でのサービスの提供が可能である弁護士を、在留邦人及び当地を訪問される邦人の皆様のご参考までにご紹介するものです。

このリストは当館としてリスト掲載者の推薦や斡旋を行うものではありません。したがって、当館はこのリストのご利用を巡って生じる如何なる問題や損害に対しても一切の責任を負うものではないところ、ご了承ください。

また、ご依頼にあたっては、信頼性や費用などについて事前にご確認されることをお勧めします。

○ 日本語サービスが可能な弁護士リスト

https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00905.html

(3) 「重要犯罪被害者弁護士無料相談サポート」のご案内(2025年1月20日開始)

① 対象者

中国国内で重要犯罪(殺人、傷害、暴行、不同意性交・わいせつ等)に遭い、心身に深刻な被害を受け苦しんでおられる邦人及びその邦人被害者家族(以下、被害者等)が対象です。

② 相談・サービス内容

事件により被害者等が抱える問題に対する法的コンサルティング、捜査や裁判手続についての説明、取り得る手段(損害賠償)などの対応について法的観点からアドバイスします。

(例:被害届の提出や刑事事件への対応、当局への処分の求め方、手続の進捗照会方法、補償の問題(公的なものを含む)、被害者支援制度の手続、マスコミ対応、ネット対応等についてのアドバイス)

※ 実際に公安局等へ付き添う場合や法的手続の代行は、弁護士との個別契約が必要となります。

③ 相談方法

対面(面談)、電話、ビデオ通話、チャットの何れかでも可能。(被害者等の希望による。)

④ 時間・回数

1回30分・3回迄

(時間延長、同一案件での4回以上の相談費用は自己負担となります。)

⑤ 申込方法

当館領事班宛に「重要犯罪被害者弁護士無料相談サポート申込フォーム」をメールにて提出してください。(ご相談内容によってはサポートのご利用をお断りさせていただく場合があります。)

○ 「中国での重要犯罪被害者弁護士無料相談サポート」(当館 HP)

https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01062.html



V. 外国人が注意すべき行動

I. いわゆる「スパイ行為」

(1) 中国は、2014年に「反スパイ法(反間諜法)」を制定し、2023年4月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う(同年7月1日施行)など、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対

策を強化しており、注意する必要があります。

(2) 2023年改訂「反スパイ法」第4条には、スパイ行為の類型について新たな内容が追加されています。また「(六)その他のスパイ活動を行うこと」との規定が引き続き置かれており、列挙されているもの以外にも様々な行動が幅広くスパイ行為とみなされる可能性があります。

◆ 2023年改訂「反スパイ法」(網掛け部は改訂前同法第38条と改訂同法第4条との比較で追加された箇所です。) 第4条 本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

- (一) スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。
- (二) スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。
- (三) スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。
- (四) スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。
- (五) 敵に攻撃目標を指示すること。
- (六) その他のスパイ活動を行うこと。スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。

※ 中華人民共和国反間諜法 https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm

(3) 刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

① 刑罰(いわゆる「スパイ罪」)

○ 「刑法」第110条:次の各号に掲げるスパイ行為の一つがあり、国家安全に危害を及ぼした場合、10年以上の懲役又は無期懲役に処する。

情状が比較的軽い場合は3年以上10年以下の懲役に処する。

(一) スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及び代理人の任務を引き受けること

(二) 敵に攻撃目標を指示すること

- 「刑法」第 111 条: 国外の機構、組織又は人員のために、国家秘密又はインテリジェンスを窃取し、偵察し、買収し、又は不法に提供した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処する。その情状が特別に重い場合には、10 年以上の懲役又は無期懲役に処する。その情状が比較的軽い場合には、5 年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。
- 「刑法」第 113 条: 上記刑法第 110 条の罪や刑法第 111 条の罪等について、国及び人民に対する危害が特別に重大であり、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処することができる。この章の罪を犯した場合には、財産没収を併科することができる。

② 行政罰

「反スパイ法」第 54 条により、行政拘留 (15 日以下) や罰金 (5 万人民元以下または違法所得の 2 倍以上 5 倍以下) に処される可能性があります。

(4) 留意事項

上記の「刑法」、「反スパイ法」で規定された行為のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」として取り調べの対象となり、国家安全部門による長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、懲役等の刑罰を科される可能性があります。

具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当し、どのような行為が「スパイ行為」として取り調べや拘束、刑罰の対象となるかが明らかにされておらず、また、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈される可能性もあるところ、特に以下の諸点に十分留意してください。また、最近の行為のみならず、過去に行った行為についても調査や拘束等の対象になり得ますので注意が必要です。

- 中国の反スパイ法にあるように、中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織に国家秘密、インテリジェンス等を提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報 (文書、データ等を含む) を何らかの手段で取得、保有しただけで「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。特に (手書きのものを含む) 地図を所持しているだけで、その対象とみなされる可能性があります。
- 「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可なく立ち入ったり撮影したりすること等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。
- 無許可のまま国土調査等を行うことは違法です。GPS を用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全部門に拘束される可能性があります。

なお、重慶市では 2023 年 7 月末に中国全国で初となる「反スパイ工作」に関する地方法規が可決され、同 9 月 1 日から施行されました。主要な規定の概要については、次ページの「『重慶市反スパイ工作条例』：抜粋」をご参照ください。

(5) その他

その他、「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査(アンケート用紙配布等)を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することがありますので、共同調査を実施する中国側機関(学校等)との十分な打合わせが必要です。活動内容が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。

『重慶市反スパイ工作条例』(2023年7月27日採択): 抜粋

- 【第5条】国家機関、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織は、それぞれの部門における反スパイ工作の主体的責任を負い、反スパイ安全防護措置を着実に遂行する。
- 【第9条】市国家安全機関は、全市の反スパイ安全防護重点組織リストを編成、書面で重点団体に通知する。(抄)
- 【第10条】反スパイ安全防護重点組織は、次の防護措置を講じなければならない。
(中略)
- (4) 対外交流及び協力における安全防護工作进行を強化し、反スパイ安全防護に関する渡航前教育、渡航先管理及び帰国後の面談を行う。
- 【第11条】海外駐在機構または海外駐在員を派遣する団体は、反スパイ安全防護工作計画を策定し、状況の通報や安全査察を確実に実施し、突発事象への緊急対応などの反スパイ安全防護措置を実施しなければならない。
- 【第12条】海外駐在員にいずれかの状況が発生した場合、派遣組織は直ちに国家安全機関に報告し、速やかに保全措置を採るとともに、国家安全機関の法に依る調査および処分に協力しなければならない。
- (1) 海外の機関、組織、または個人による働きかけ、誘惑、脅迫、買収される可能性がある場合
 - (2) 海外で無断で職場を離れる、または滞留して帰国しない場合
 - (3) 外国のために、国家秘密もしくは情報、及びその他の国家の安全と利益に関わるデータ、資料、物品を窃取、偵察、買収或いは不法に提供する場合
 - (4) スパイ組織または敵対組織に参加した場合
 - (5) その他スパイ行為が疑われる状況がある場合
- 【第13条】国家機関、人民団体、企業・事業団体及びその他の社会組織は、秘密取扱職員の管理制度を確立・健全化し、出国する秘密取扱職員に対する反スパイ安全防護対策を制定し、反スパイ安全防護工作进行を専門に担当する職員を指定する。
- 【第23条】個人及び組織は、国家安全機関が法に従って反スパイ工作进行を実施する際には、これを支援及び協力し、反スパイ工作に関連する文書、データ、資料及び物品を誠実に提供し、技術支援、実物検査において便宜を提供しなければならない。(以下略)
- このほか、「国家秘密に関わる対外協カプロジェクト」、「重要情報インフラ」、「安全コントロール区域の設定」、「国家安全に関わる建設プロジェクト」等について規定。
 - また、罰則をめぐり、国家機関、人民団体、企業・事業団体及びその他の社会組織が条例上の報告業務を未遂行の場合の是正命令、上級部門への通報、警告、譴責等(第25条)、条例に違反する場合の法に依る処分(第26条)、条例に違反する場合、法律または行政法の関連規定に従い、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及(第28条)などの規定あり。

中国語原文:http://www.law-lib.com/LAW/law_view.asp?id=766676



2 写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等

- (1) 軍事関係の施設・設備、国境管理施設などの一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。撮影可能な場所なのか事前によく確認しておくことが肝要です。
- (2) 政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています(「集会遊行示威法」等)。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。単にビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることとなります。
- (3) 中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、中国政府の宗教当局から許可を受けていない外国人や外国の宗教団体が、独自に対外的な宗教活動を行うことは事実上困難です。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない外国人による宣教活動や集会等はすべて取締り対象となり、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされると、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受ける場合があります。
- (4) 中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。50人以上の集会の開催は公安局(派出所)への届出が必要であり、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間など、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあります。開催を予定している場合には、主催団体により早めに公安局に届け出る必要があります。50人未満であっても、外国人が定期的に集まっているだけで監視対象となり、仮に中国の政治体制や社会秩序に反する活動(反政府集会、非合法宗教集会等)とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。
- (5) 中国には外国人の訪問に許可を要する「未開放地区」があり、そのリストは公開されていません。「未開放地区」への入境には、旅行会社を通じて事前に訪問の許可を取り付ける必要があります。また、開放地区でも施設によっては外国人の見学が認められない場合があります。
- (6) なお、中国においては、携帯電話やパソコンといった通信機器については、やりとりを盗聴されている可能性もあることを認識し、また、WeChat等のSNSの他、電子メールのやり取りについても、同様な状況にあることを意識して利用してください。

VI. 緊急事態対処マニュアル

緊急事態とは、大規模な自然災害（地震、暴風雨、洪水など）、死傷者多数の事件（テロ含む）・事故、各種抗議活動（群体性事件）、新型コロナウイルスの流行（及びこれに伴う移動規制）などのように、予測が困難で突発的に発生し、安全確保のために対応が必要となる深刻な事態をいいます。

海外で生活する皆さんにおかれては、緊急事態はいつ何時発生するか分からないとの認識をより強く持ち、「備えあれば憂いなし」の心構えて日頃から準備（携行品及び非常用物資の調達、情報の収集、国外退避の想定など）をしておく必要があります。



I 基本的な心構え

(1) 情報の重要性

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、流言飛語に惑わされることなく、冷静に行動することが重要であり、そのためには正確な情報を入手する手段を確保する必要があります。（例：外務省安全情報、当館HP、当館からの領事メール、NHKワールドラジオ・テレビ、現地メディアなど）

(2) 連絡体制の構築

① 在留届・たびレジの登録

緊急時には、在留届・たびレジに登録されたメールアドレス宛に、領事メール（緊急）により当館及び外務本省から情報提供を行います。また、登録された携帯電話番号に緊急情報や安否確認のショートメッセージ（SMS）が発せられることがあります。

② 緊急事態対処マニュアル・緊急連絡網の整備

商工クラブ等の邦人コミュニティやサークル、企業、団体の責任者の皆様は、有事に備えて緊急事態を想定したマニュアルや緊急連絡網を整備して、定期的に更新してください。

③ 連絡先の登録

家族、所属団体、当館等の連絡先はスマートフォン及び紙媒体に保存してください。

④ 所在の明確化

休暇等で長期間不在にする時は、家族、友人、所属団体に行き先や期間について情報共有してください。居住地域で緊急事態が発生した場合は、被害の有無にかかわらず家族、会社に加えて当館にも安否をお知らせください。（領事メール・SMSへの返信など）

⑤ 避難場所等に関する確認と情報共有

緊急事態の種類に応じて、連絡先、避難（集合）場所、避難方法（空港への交通手段の確保等）について考えておくとともに、家族で共有しておきましょう。

(3) 緊急時備蓄品の準備

緊急事態時には、社会機能が麻痺し、生活インフラが途絶することが予想されます。自然災害の場合、援助物資の到着まで最低3日（都市部）、最大1週間（都市部以外）を要するとされます。

新型コロナウイルス流行に伴う都市封鎖は数週間に及び、食糧確保が問題となったことから感染症等の備えには、より多くの備蓄品が必要となります。



2 緊急事態発生時における当館の対応

(1) 在留邦人の安否確認及び援護業務

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合、当館は必要に応じて館長（総領事）を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うこととなります。

具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援などを行います。これらの対応は、外務省や近隣の在外公館との連携のもとで実施します。（情報提供は領事メール、当館ホームページなどで実施します。）

当館は、在留届に登録された情報に基づき、皆様の所在地、緊急連絡先を確認して、安否確認や各種支援を行いますので皆様におかれましては、

「Ⅲ まず始めにすべきこと【「在留届」、「たびレジ」への正確な情報の登録について】を必ずご確認ください。

商エクラブ等のコミュニティ、企業、団体においても、緊急連絡網により関係者の安否確認を行い、当館と情報の共有に努めてください。また、在留届等を提出せずに在留している日本人や日本人被害者に関する情報、緊急事態に関連して見聞きした情報についても当館へ情報をお寄せください。

(2) 日本政府から退避勧告があった場合

日本政府から退避勧告があった場合は、これに従って速やかに退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として民間商用機が運行されている間に退避勧告を発出します。

また、事態が更に逼迫して、当館から退避又は引き揚げのために集結する連絡がある場合には、通知された集結場所に集合してください。

【デマに惑わされない】

- ・ 熊本地震(2016年)発生の際には「動物園からライオンが逃げた」というデマ、能登地震(2024年)でも「原子力発電所で火災が発生した」など、不正確な情報がSNSを中心に拡散しました。海外では正確な情報の入手手段が限られるため、不正確な情報を見聞きする機会も多く、より冷静な判断が求められます。
- ・ デマに惑わされないために、以下の点に注意しましょう。
 - ① 人づての話(誰が言い出したか分からない話)は疑ってみる。
 - ② 政府・自治体などの公式情報を確認する。
 - ③ 科学的根拠があるか、主要メディアが取り上げているかなど多方面から検証する。
 - ④ 絶対に正しいと断言できる情報以外はシェア(リツイート等)しない。デマの拡散に荷担しない。
 - ⑤ 近年は、AIによるフェイク画像等を用いた悪質なデマ拡散事例も報告が報告されているので注意する。



緊急時の中国語

※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください。

- 私は日本人です。(氏名は) _____ といいます。
我是日本人、叫 _____。
- 私は _____ に泊まっています。
我住在 _____。
- 私を _____ に連れて行ってください。
请送我到 _____。
- (電話番号)まで電話を掛けてください。
请帮我拨打 _____ (電話番号) _____。
- スマートフォンを貸してもらえませんか。
能否借你的(智能)手机用一下。
- 警察/救急車を呼んでください!
请帮我叫警察! (请帮我报警!) / 请帮我叫救护车!
- 病院に連れて行ってください。
请带我去医院。
- (パスポート・財布・スマートフォン・スーツケース)を無くしました。
我丢了(护照・钱包・智能手机・旅行箱)。
- 今すぐ日本の領事館員に連絡したい。
我要马上跟日本领事官员联系。

【スマートフォンの翻訳・地図アプリを活用しましょう】

スマートフォン(android, iPhone)で利用できる翻訳アプリ(無料)は、文字入力のほか音声入力にも対応しており、翻訳の精度は簡潔な意思疎通をするには充分です。

また、地図アプリを利用すれば正確な位置を確認したり、目的地まで誘導してくれるので便利です。但し、地図アプリは電池の消耗が激しいので、予備バッテリーの準備をお勧めします。

緊急連絡先

1 緊急通報先

- ◎ 警察 …… 110 (無料)
- ◎ 消防 …… 119 (無料)
- ◎ 交通事故… 122 (無料)
- ◎ 救急車…… 120または999(有料、先払いが普通)

2 在中国日本国大使館・総領事館とその管轄地域

在中国大使館

010-8531-9800(代表)

北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内モンゴル自治区

在上海総領事館

021-5257-4766(代表)

上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省

在広州総領事館

020-8334-3009(代表)

広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区

在瀋陽総領事館

024-2322-7490(代表)

遼寧省(大連市を除く。)、吉林省、黒龍江省

在大連領事事務所

0411-8370-4077(代表)

大連市

在重慶総領事館

023-6373-3585(代表)

重慶市、四川省、貴州省、雲南省

在青島総領事館

0532-8090-0001(代表)

山東省

在香港総領事館

+852-2522-1184(代表)

香港特別行政区、マカオ特別行政区

3 国家移民管理局(出入境管理局)外国人窓口リスト(当館管轄地域内にある主な事務所)

名称		住所	電話番号
重慶市	重慶市公安局出入境管理局移民事務服務中心	重慶市江北区海爾路319号一帶一路商品展示交易中心一楼	023-12367
	渝中区分局出入境弁証庁(行政服務中心)	重慶市渝中区和平路1号星河城1楼	
四川省	成都市公安局出入境接待中心(大厅)	成都市青羊区人民西路2号	028-86407769
	成都市公安局天府新区分局出入境接待中心	成都市天府大道南段1632号	028-86409519
雲南省	昆明市公安局出入境接待大厅	昆明市拓東路118号	0871-63357157
	大理州公安局出入境接待大厅	大理市龍山州級行政弁公区州政務中心雄峰塔四周5号楼	0872-2321626
貴州省	貴陽市公安局出入境管理分局接待大厅	貴陽市觀山湖区誠信路金城街101号黔桂国際商務中心一楼	0851-87987174
	貴安新区公安局出入境管理支隊接待大厅	貴安新区大数据科創城市市民中心大楼1層A区30-34号公安(総合)窓口	0851-88126031

□ 出入国管理局所在地(検索サイト「国家移民管理局政務服務平台」)

<https://s.nia.gov.cn/mps/views/query/query-address.html>

※ 画面上部の「请选择」タブの横にある、「地域名」タブをクリックして、探したい場所を選択してください。全ての管理局等が外国人による申請に対応しているとは限りません。

4 医療機関連絡先

- 世界の医療事情・重慶(外務省HP)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/chongqing.html>

- 管轄地域医療機関リスト(重慶総HP「医療機関リスト」)

https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000483.html

※ 掲載している医療機関は、あくまでも在留邦人の方々の便宜を図るために掲載したもので、全ての医療機関を網羅しているものではなく、また当館として推薦するものでもありません。他に、電話帳や各医療機関のホームページ等も参考にいただき、受診に際しては各医療機関等へ直接お問い合わせください。

5 各種情報入手先

- 中国応急信息网(中国語) <https://www.emerinfo.cn/>

- World Air Quality Index(中国を含む世界各都市の大気状況をリアルタイム表示)

<https://waqi.info/ja/#/c/4.458/7.754/2.3z>

- 中国感染症情報(東京大学医科学研究所 HP) <https://www.rcaid.jp/news/monthly.html>

QRコード一覧表

【重慶総 HP】



【安全の手引き】



【在 留 届】



【たびレジ】



【海外安全HP】



【海外安全アプリ】



【帰国のための渡航書】



【パスポート再発行】



【重慶日本商クラブ】



【成都日本商クラブ】



【雲南日本商工会】



【医療機関リスト】

